

第21回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議
事 項 書

令和2年9月18日（金）

9時50分～10時05分

3階 プレゼンテーションルーム

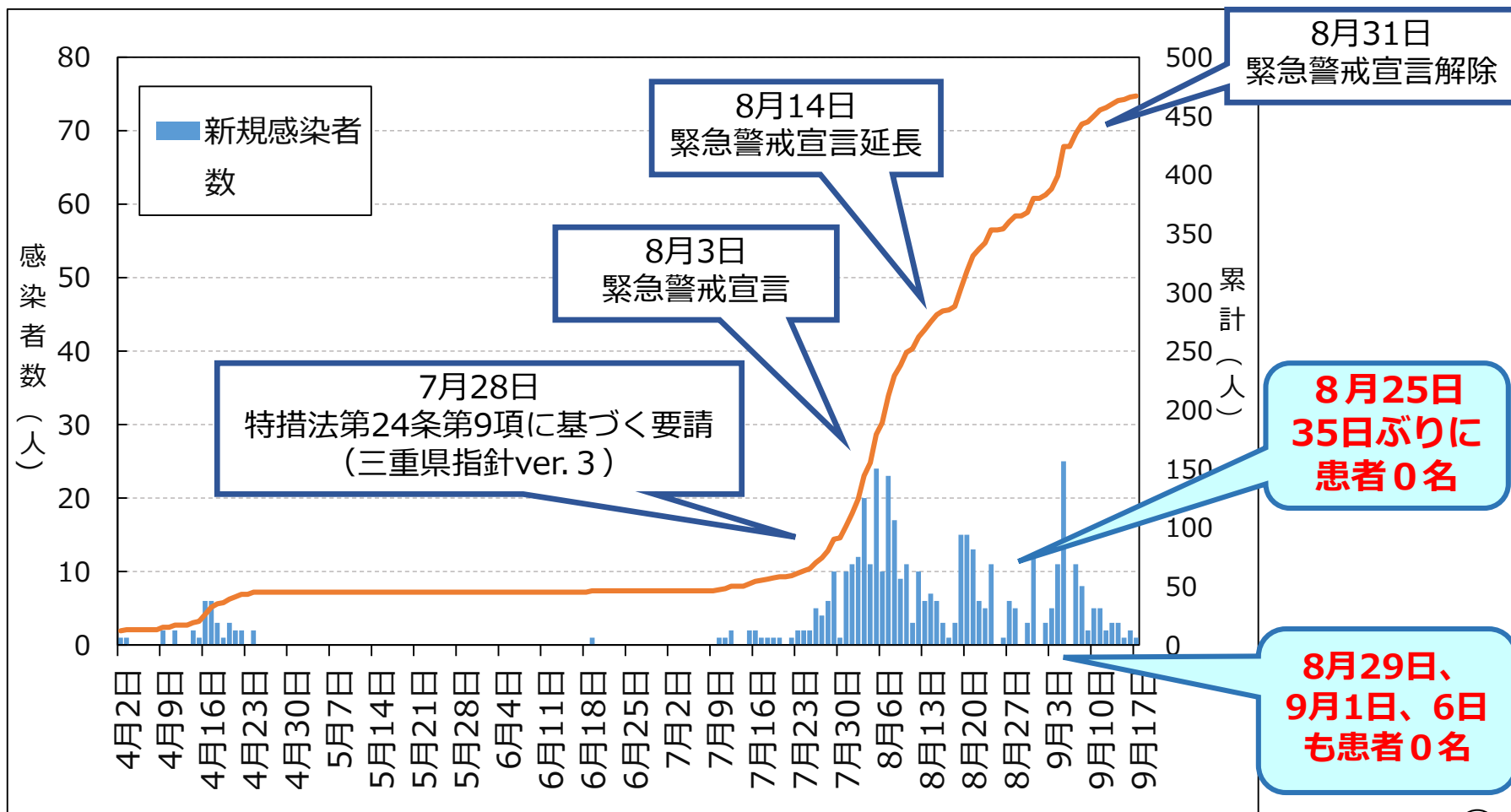
- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 モニタリング指標について
- 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 5
について
- 4 その他
- 5 知事指示事項

（会議終了後）県民への呼びかけ

新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

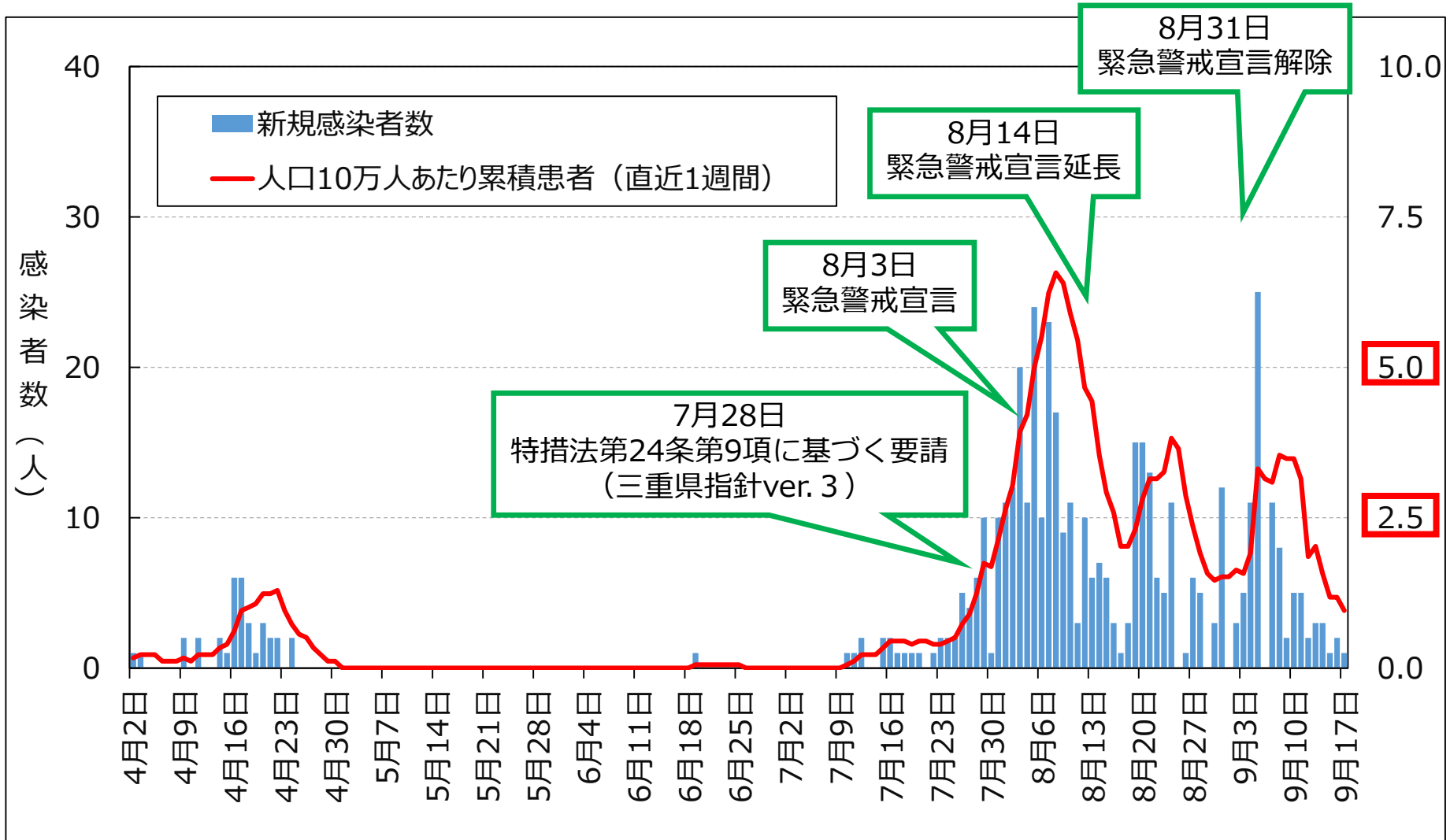
県内患者発生状況 (n=467, R2.9.17時点)

- ◆ 8/1 新規感染者人口10万人あたり2.5人超え⇒緊急警戒宣言 (8/3)
- 8月中下旬 新規感染者の発生は低減傾向⇒緊急警戒宣言解除 (8/31)
- 9月上旬以降 クラスタ発生による一定の増はあるものの低減傾向継続



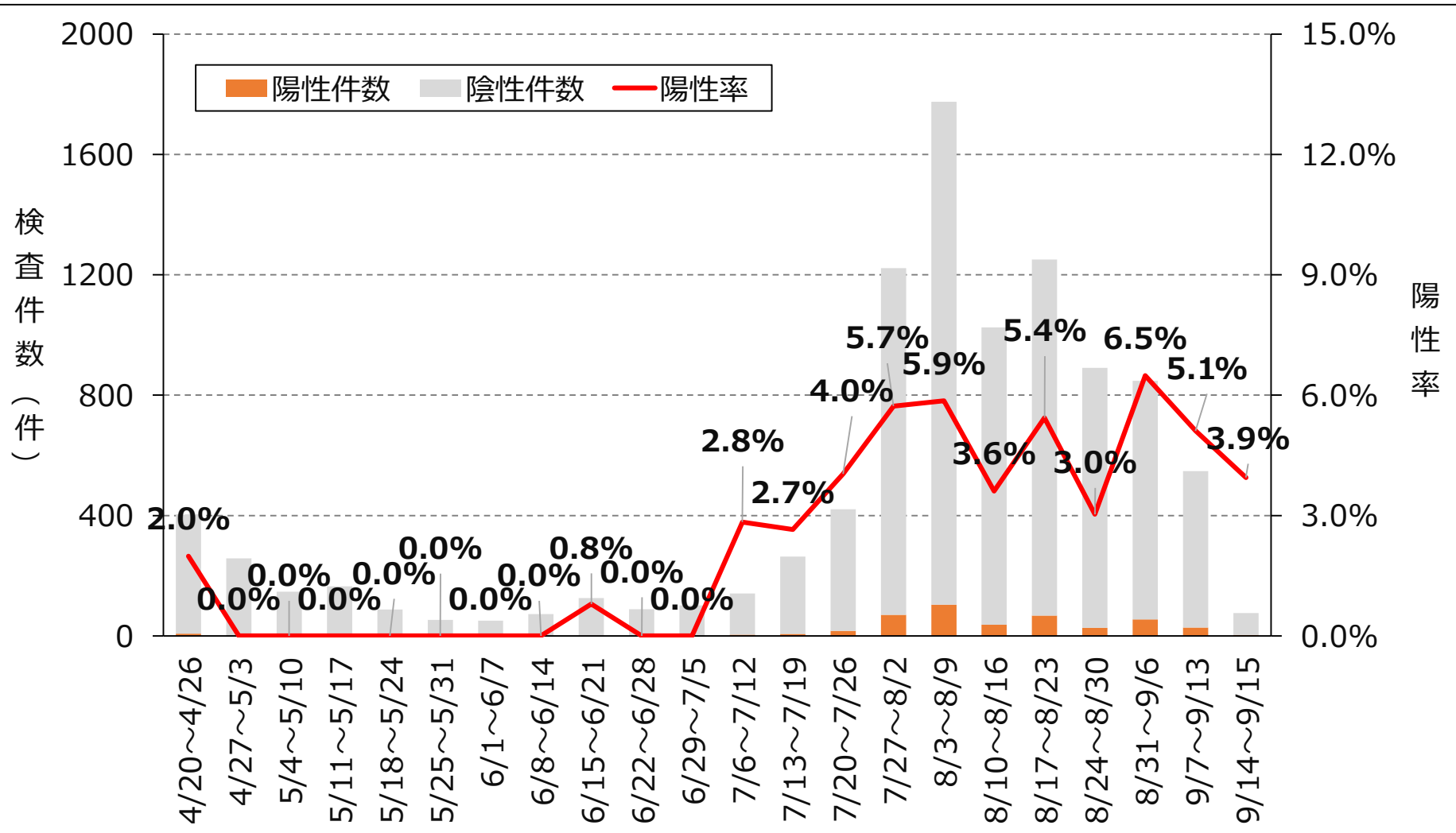
県内患者発生状況 (n=467, R2.9.17時点)

◆人口10万人あたりの新規感染者数は、緊急警戒宣言を解除した後
クラスター発生時を除き、2.5人を下回っている



PCR検査件数・陽性率（R2.9.15時点）

- これまでの検査件数は11,434件で、陽性率は4.1%
- クラスター発生等の影響もあり、8月3日～9日の期間で1,784件の検査を実施（8月7日には過去最高となる359件の検査を実施）



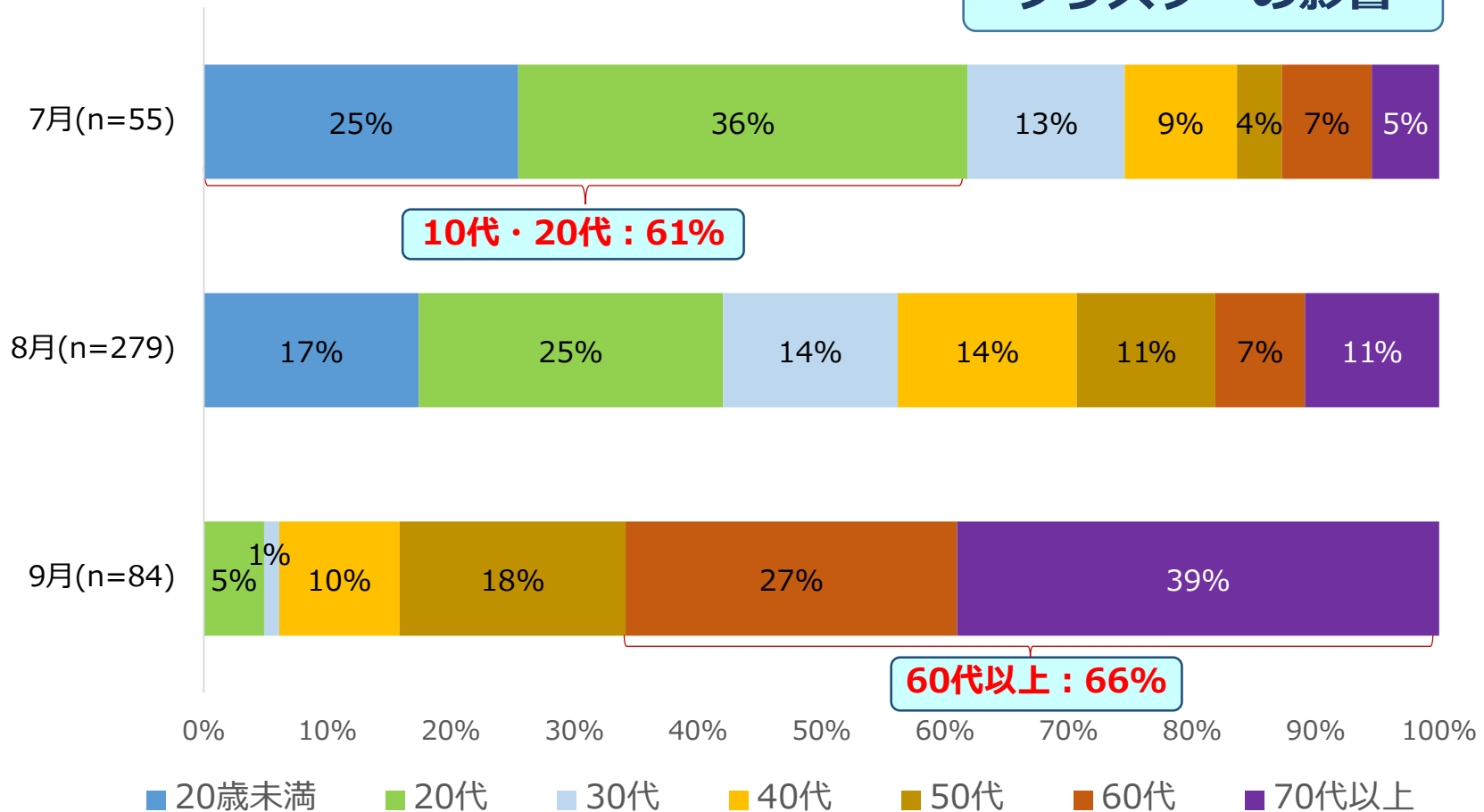
県内患者の年齢別発生状況（7/6～9/11）

7月：10代・20代が半数以上（61%）

8月：家族内感染の拡大などにより、各年代で感染

9月：60代以上が増加（66%）

クラスタの影響



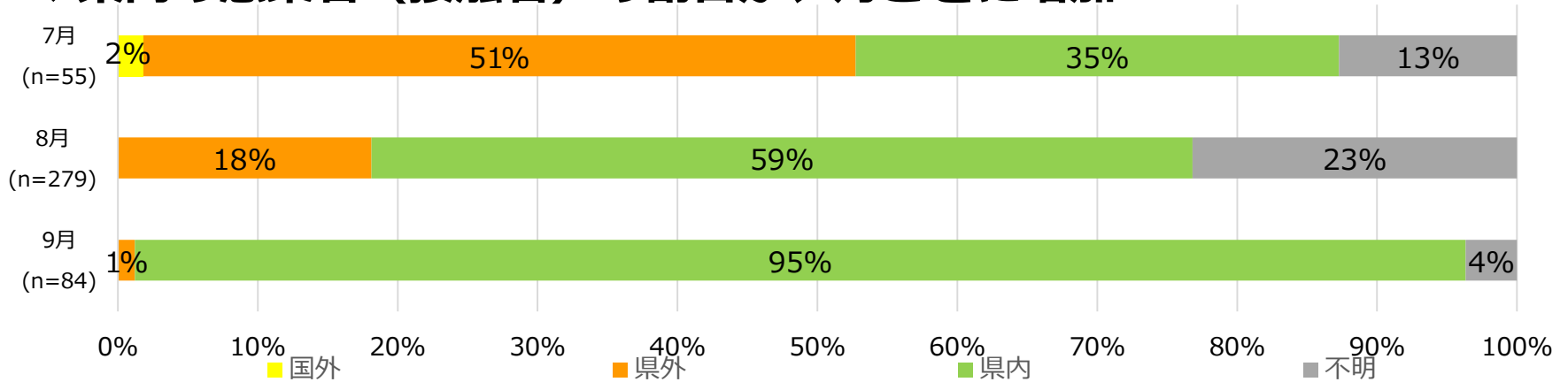
10代・20代：61%

60代以上：66%

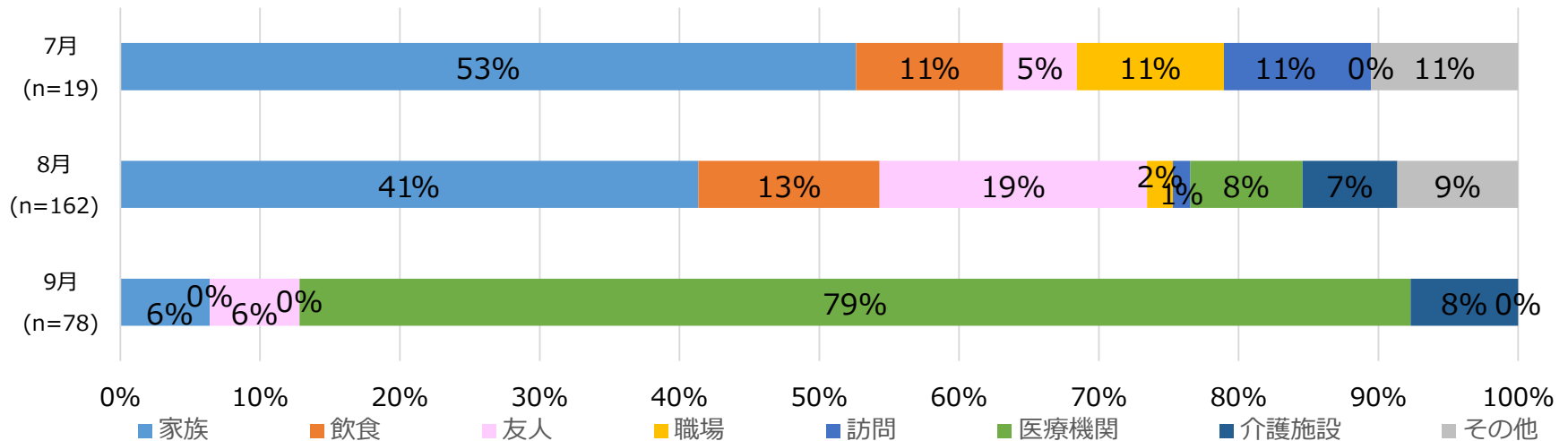
※再陽性事例を除く。

感染経路に関する状況（7/6～9/11）

◆県内の感染者（接触者）の割合が、月ごとに増加



県内での感染由来について、7~8月は家族からの感染が主だが、
9月はクラスタの影響で医療機関での感染割合が急増



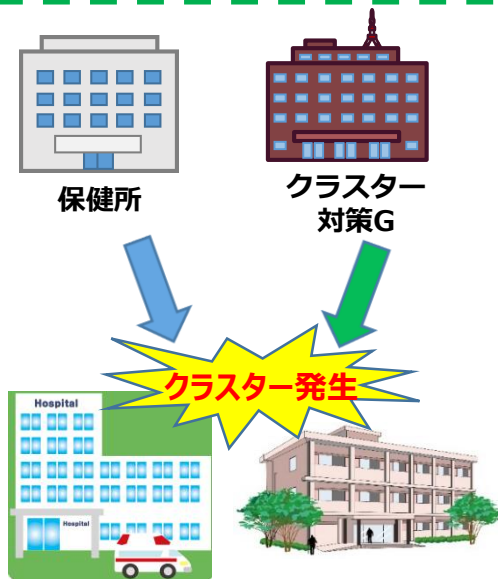
クラスター発生への対応

クラスター①

- 概要 要：特別養護老人ホームで発生したクラスター
施設入所者を中心に感染が拡大
- 感染者数：20名(職員1名、入所者19名)
- 対応：県クラスター対策Gをクラスター発生施設へ派遣

クラスター②

- 概要 要：県内医療機関で発生したクラスター
入院患者を中心に感染が拡大
- 感染者数：63名(職員11名、入院患者52名)
- 対応：国クラスター対策班の派遣、現地対策本部(県・国・医療機関)設置



①入院調整・患者搬送

⇒現地にて陽性者の病状を確認し、入院先、搬送方法を決定

②接触者調査

⇒接触者のPCR検査を行い、感染状況を迅速に把握

③施設内消毒・感染管理

⇒県内医療機関より感染管理認定看護師の派遣を要請し、
現地でゾーニング、消毒等の感染防止策を指導

④施設の運営支援

⇒関係団体に対し専門職員派遣の協力を要請し、運営を継続

モニタリング指標について

モニタリング指標等に係る現況

<県指標> 「三重県指針Ver.4」モニタリング指標（9/13～9/17の5日間）

指標	水準	期間	9/17時点
新規感染事例数	3	直近5日間	2
新規感染者数	10	直近5日間	10
入院患者数	20		57 (9/17 9時現在)

<国指標> 分科会から提言された目安となる指標（9/17時点）

	医療提供体制等の負荷				②全療養者数 (人口10万人当たり)	監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合 (確保病床の占有率)		④新規報告数 (直近一週間の人口10万人当たり)	⑤直近一週間と先週一週間の比較			⑥感染経路不明割合		
	病床全体	うち重症者用病床							
三重県の状況	現時点病床数 17.4%	最大病床数 15.7%	現時点病床数 2.0%	最大病床数 2.0%	4.18人	4.1% (9/16公表分まで)	0.96人	0.27倍 先週3.50人	18.3% (9/16時点)
ステージⅢの指標	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	15人以上	直近一週間が先週一週間より多い	50%
ステージⅣの指標		50%以上		50%以上	25人以上	10%	25人以上	直近一週間が先週一週間より多い	50%

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階
 ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

モニタリング指標について

- ・ 7月にモニタリング指標の水準を上回ったことから特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施中であり、解除についても、開始時と同じ**モニタリング指標を活用することが適当**
- ・ 今後、軽症者・無症状者は自宅療養、宿泊療養が主体となるなど**政策転換が行われることが確実**

現状においてモニタリング指標の見直しはせず、今後の法令・通知改正等を踏まえたうえで、新たなモニタリング指標を検討



- ・ ただし、**医療提供体制が強化され、指標設定当時よりも医療負荷となる水準が緩和されている状況であることから、今回の協力要請解除については**

モニタリング指標の考え方は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、設定当時と現在の医療提供体制の差を考慮し、置き換えた目安を設定

指標	水準	解除目安	期間
新規感染事例数	3	3	直近5日間
新規感染者数	10	※ 20	直近5日間
入院患者数	20	※ 50	

※新規感染者数：新規感染者は、まず入院となることから、確保病床数を比較（設定当時の約2倍）

※入院患者数：現在、軽症者、無症状者は宿泊療養施設に短期間で移行可能なことから、確保病床数に宿泊療養室数を加えて比較（設定当時の約2.5倍）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 5

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和2年9月18日

三重県

はじめに

夏休みなどで人の移動が多くなる時期に、「三重県緊急警戒宣言」において新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第 9 項に基づく要請も含め、様々なお願いをさせていただきました。県民の皆様、事業者の皆様の多大なるご協力のおかげにより、感染者数に減少傾向がみられ、8月末には「三重県緊急警戒宣言」を解除させていただきましたが、気を緩めることなく警戒するため、「三重県指針」ver.4 において、引き続きお願いをさせていただいてきたところです。

県内の感染状況については、「三重県緊急警戒宣言」解除後も、クラスター発生による感染者数の増加はあるものの、減少傾向は継続しており、全国的にみても 8 月と比較すると減少しています。

8 月末以降に発生した社会福祉施設、医療機関におけるクラスターについては、地域全体での支援をいただいております。感染をこれ以上広げないための対策を行っています。入所者や入院されている方の健康観察を引き続き実施しており、早期の収束に向け取組を進めていきます。

こうした中で、感染防止対策と社会経済活動の両立に向け、徹底した感染防止対策の下で安全なイベントを開催するための目安が政府から示されたことをふまえ、「三重県指針」ver.5 として、新たなイベント開催についての目安及び現在の医療提供体制等をふまえた特措法による要請の解除に向けた目安をお示しさせていただきます。

イベント開催については、これまで参加人数の上限を 5,000 人かつ収容率の 50%以内としてきたところですが、感染防止対策の徹底を大前提とし、条件を満たした場合にこれらの制限を超えることも可能となります。

これにより、これまで実施を控えていたイベントを開催いただくこともあるかと思いますが、主催者、参加者双方にとってより良いイベントとなるよう、これまで以上に徹底した感染防止対策をお願いいたします。

また、7月27日に主なモニタリング指標である新規事例数、新規感染者数、入院患者数が水準を超えたため、繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアにおける感染防止対策が不十分な飲食店等の利用自粛などについて特措法による要請をさせていただきました。引き続き、「三重県指針」ver.5 においても、要請を継続させていただきますが、解除に向けた道筋として、目安をお示しさせていただきます。

解除にあたっては、モニタリング指標を設定した5月当時と比較し医療体制が強化されており、医療負担となる水準が緩和されている状況であることもふまえ、モニタリング指標の考え方は保ちながら、主に医療負担の観点から設定している指標について、設定当時と現在の医療提供体制の差を考慮し、置き換えた目安を設定し、新規感染事例数が3、新規感染者数が20人、入院患者数が50人を下回った段階で、その後の動向をふまえながら、解除を検討していきます。

「三重県指針」ver.5 については、12 月以降のイベント開催の取扱いについて改めて国から示されることもふまえ、11 月 30 日までとさせていただきますが、県内外の感染状況や、政府の方針ならびに特措法による要請解除の目安等を見据えながら、その内容について時機を逸することなく見直してまいります。

皆様に、改めて、ご理解いただきたいことがあります。

感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生している施設の職員や利用者、関係者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別、偏見、いじめを受けるようなことは、絶対にあってはならないことです。

感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。戦うべき相手は「ウイルス」であり、「人間」ではありません。皆さまの隣人を差別、誹謗中傷してもウイルスは無くなりません。県民の皆様におかれましては、個人や企業等への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。

イベント開催の目安については緩和をいたしますが、引き続き、特措法により様々な願いをさせていただきます。過ごしやすい時期となり、出かける機会も増えるかと思えます。楽しい時間が、少しの気の緩みで、取返しのつかないことになってしまわないよう、また、1日でも早く特措法による要請を解除できるよう、引き続き感染防止対策の徹底をお願いいたします。また、感染者が再び増加することがないように、県としてもこれまで以上に気を引き締め、対策を行っていきますので、県民、事業者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年 9 月 18 日
三重県知事 鈴木 英敬

1. 県民の皆様へ

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 一人の人から多くの人に感染を拡大させるおそれがあることから、換気が悪く、人が密に集まって過ごすような環境である「三つの『密』」（密閉空間・密集場所・密接場面）の回避、人と人との一定の距離（2 m程度。ソーシャル・ディスタンス）を保つことが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると考えられていることから、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコールによる消毒などの基本的な感染予防を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

(2) 『新しい生活様式』の定着

- 新型コロナウイルス感染症との長丁場の戦いを乗り切るため、政府専門家会議で示された「人との間隔は、できるだけ2 m（最低1 m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。

(3) 「安心みえるLINE¹」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）²」の活用

- 「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコードが掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(4) すべての世代において感染防止対策を徹底

- 「三重県指針」ver. 3の発出時には、若い世代の方の感染が多くを占めていましたが、その後、40代以上の方の感染も増加しているため、若い世代に限らず、すべての世代で感染防止対策を今一度徹底してください。
- 家庭内で子どもも含め感染を広げてしまう事例が増加しています。家庭での感染からさらに学校や職場などへも感染が広がる可能性があることから、家庭内にウイルスを「持ち込まない」ために、家庭の内外を問わず基本的な感染防止対策の徹底を心掛けてください。

¹ 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性がある場合に登録者に通知するシステムです。

² 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

- 感染を広げないためにも、体調に異変を感じた場合は外出や人との接触を避け、かかりつけの医療機関や帰国者・接触者相談センターに早期に相談してください。
- 高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、これまで以上に感染防止対策を徹底し、感染リスクの高い場所への移動は控えてください。

(5) 場面に応じた感染防止対策

- 食事や宿泊の際は大人数を避ける、会食の際は向かい合って座ることを避け短時間にするなど、長時間、近距離で会話を行う環境を避けてください。
- 家庭内であっても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う際は、必ずマスクを着用するなど、感染防止対策をお願いします。

(6) 移動について

- 感染者が多数発生している都道府県への移動については、その必要性や移動先について今一度立ち止まって慎重に検討をお願いします。そのうえで、移動が必要な場合は、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認ください。
- 特に、繁華街などこれまでに感染者が多数発生しているエリアとの往来は避けてください。
- また、そうしたエリアにおける、「三つの『密』」となる環境が非常に多く、感染防止対策が不十分な飲食店、クラブ、カラオケなどの利用は自粛してください。

【特措法³第 24 条第 9 項に基づく協力要請】

- 県内、県外を問わず、移動の際は『新しい生活様式』を実践のうえ、感染防止対策を徹底してください。

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

- お住まいの都道府県の移動に関する方針にご留意いただくとともに、『新しい生活様式』を心掛けた行動をお願いします。
- 感染者が多数発生しているエリアにお住いやお勤めの方は、三重県への移動について、今その必要があるか、一度立ち止まって考えていただき、体調がすぐれない場合は移動を避けてください。

³ 新型インフルエンザ等対策特別措置法

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 感染防止対策として咳エチケットや手洗い、消毒等の徹底に加え、「三つの『密』」の回避、ソーシャル・ディスタンスの確保等のご協力をお願いします。
- 感染拡大予防ガイドライン等を実践するとともに、改めて従業員への周知徹底や、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、県においてお示ししている感染防止チェックシートを店舗内に掲示し周知するなど感染防止対策を徹底してください。
- 全国でこれまでクラスターが発生しているような施設(接待を伴う飲食店、クラブ、カラオケ等)においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき、感染防止対策を徹底してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**
- 在宅勤務(テレワーク)、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「三つの『密』」を回避し、接触機会の低減に努め、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。
- 県外の企業との取引が多い事業所や不特定多数の方の訪問が多い事業所においては、従業員の健康管理や事業所内の感染防止対策を徹底してください。
- 特に感染者が多数発生しているエリアとの間での出張や会議については、業務上必要であっても、オンライン会議等のツールの活用により、実際の人の移動を伴わずに目的を達成できないか、今一度検討をお願いします。

(2) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用

- 不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)」の活用について周知いただくようお願いします。

(3) 医療機関、社会福祉施設の皆様へ

- 県内外において医療機関や社会福祉施設におけるクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に施設内における感染防止対策の徹底、職員や利用者への注意喚起を実施してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

(4) 高等教育機関の皆様へ

- 県内外において部活動や学生同士の交流の場などでクラスターの発生が確認されていることから、これまで以上に感染防止対策の徹底、学生への注意喚起を実施してください。 **【特措法第24条第9項に基づく協力要請】**

4. イベントにおける感染防止対策

イベントの開催制限等については、9月19日から11月30日までの適用とします。12月1日以降の取扱いについては、国の方針をふまえ改めてお示しします。

(1) イベント参加者の皆様へ

- 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をイベント参加前にインストールしていただくようお願いします。また、イベント会場において「安心みえるLINE」のQRコードの掲示がある場合は読み込んでいただくようお願いいたします。
- イベント主催者から連絡先登録等の求めがある場合には積極的に応じてください。
- イベントに参加する際は、原則マスクを着用し、『新しい生活様式』に基づく行動を徹底するほか、入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境を避け、その環境での交流等を控えてください。

(2) イベント主催者及びイベントを開催する施設管理者の皆様へ

①イベント開催の目安

(ア) 人数上限	(イ) 収容率	
<p>○収容定員 10,000 人超 ⇒収容定員の 50%</p> <p>○収容定員 10,000 人以下 ⇒5,000 人</p>	<p><u>大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベント</u> (クラシック音楽コンサート、演劇、展示会等)</p> <p>100%以内</p> <p>収容定員がない場合は最低限人と人が接触しない程度の間隔を空ける</p>	<p><u>大声での歓声・声援等が想定されるイベント</u> (ロック、ポップコンサート、スポーツイベント等)</p> <p>50%以内</p> <p>収容定員がない場合は十分な間隔(1m以上)を空ける</p>

開催規模について、(ア)(イ)の人数のいずれか小さい方を限度とします。

(ア) 人数上限の目安

○イベント主催者及び施設管理者の双方が「別紙1『リスクを軽減するための措置』」や「別紙2『感染防止のチェックリスト』」における取組が記載された業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに則った対策を行い、かつ、その取組が公表されている場合は、

- ・収容定員が10,000人を超えるものについては、収容定員の50%
- ・収容定員が10,000人以下のものについては、5,000人

を参加人数の上限とします。

業種ごとの感染拡大予防ガイドラインが無い場合は、別紙1、別紙2の取組を記載したガイドラインを作成、公表し、対策を行う場合に、上記参加人数を上限としてください。

(イ) 収容率の目安

○大声での歓声、声援や歌唱等がないことを前提としたイベント

別紙1、別紙2の取組が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の100%を上限とします。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、「密」となる状況が発生しないよう(最低限人と人が接触しない)間隔を空けてください。

○大声での歓声、声援や歌唱等が想定されるイベント

別紙1、別紙2に留意し、感染防止対策が徹底されていることを前提として

- ・収容定員の50%を上限とします。

- ・固定席がある場合は座席を前後左右の1席は空けることとしますが、グループで参加している場合は、少なくともグループごと（5名以内）で前後左右の1席は空けてください。結果として50%を超えることもあります。
- ・固定席が無い場合など、収容定員が設定されていない場合は、十分な間隔（1m以上）を空けることとしてください。

※大声での歓声、声援の有無については、これまでの開催実績における実態や類似のイベントにおける大声での歓声、声援等の有無により判断してください。具体的なイベント例については「別紙3『各種イベント例』」をご確認ください。

※入退場時や区域内での感染防止にかかる適切な行動の確保ができないイベントは、「②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催等」により取り扱ってください。

※（ア）（イ）について、それぞれの条件が満たされていない場合は、これまでと同様、参加人数5,000人以下かつ、屋内では収容率50%以内、屋外では人と人との距離を十分確保できる間隔（できれば2m）をとれる人数を上限とします。

②祭り、花火大会、野外フェスティバル等の開催

- 地域で行われる盆踊り等、人の移動が見込まれない行事であって参加者がおおよそ把握できるものについては、（2）①にかかわらず、適切な感染防止対策（発熱等の症状がある者の参加自粛、「三つの『密』」の回避、行事の前後の「三つの『密』」の生ずる交流の自粛等）を講じたうえで開催していただくようお願いします。
- 全国的に参加が見込まれる行事や、参加者や見物人の移動を伴う行事など、参加者の把握が困難なものについては、中止をご検討ください。

③イベントの開催にかかる留意点

- イベント参加者に対し、マスクの着用、こまめな手洗い、手指消毒など『新しい生活様式』に基づく行動を促すほか、入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えていただくようにしてください。
- 入退場時、休憩時間や待合場所を含め「三つの『密』」の環境とならないよう、混雑時の誘導などにより、参加者が人と触れ合わない距離を確保してください。
- イベントの前後や休憩時間の交流も控えるよう呼びかけてください。
- 演者が発声する場合は、舞台から観客までの距離を2m以上確保してください。
- 感染が発生することを避けるため、換気を強化してください。
- 参加者名簿の作成等により、連絡先の把握に努めてください。
- 「安心みえるLINE」にご登録いただき、QRコードを会場等に掲示するとともに、イベント参加者に対し利用を呼びかけてください。併せて「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用も呼びかけていただくようお願いいたします。
- イベント開催にあたり感染防止対策などでご相談がある場合には、三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局にご連絡ください。

●三重県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局 9:00～17:00 ※月～金（祝日除く）
電話：059-224-2352 メール：yakumus@pref.mie.lg.jp

5. 偏見や差別の根絶

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながります。
- 県民の皆様への正しい情報提供の重要性に鑑み、勇気をもって情報を公開いただいた感染された方やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 仕事や通院等やむを得ない理由で県外から来県される方、治療にあたっている医療従事者、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないように十分な配慮をお願いします。
- SNS等による事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生していることから、根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はなされないようにご協力ください。
- 外国人住民の方には多言語のホームページでの発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」において相談を行っていますので、不安を感じた際は、ご相談ください。
- 新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

●三重県人権センター相談窓口 電話：059-233-5500

9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日

●法務省（みんなの人権110番） 電話：0570-003-110

8:30～17:15 ※平日

●みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ） 電話：080-3300-8077

9:00～17:00 ※平日

6. モニタリング指標について

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、PCR検査件数やPCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明者数、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

また、令和2年8月7日に政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会から「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」が示されました。県では、これまでもモニタリング指標も参考にしつつ、県民の皆様の安全・安心のため、入院医療体制整備等を進めてきたところであり、今後もその状況もふまえながら、モニタリング指標を活用していきます。併せて「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安」も参考指標として活用し、必要な対策を検討していきます。対策を実施する際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、特措法による要請については、指標設定当時より医療提供体制が強化され、医療負荷となる水準が緩和されている状況であることから、指標設定当時の考え方は保ちながら、主に医療負荷の観点から設定している指標について、医療提供体制の差を考慮し置き換えた目安により、解除を検討します。

【判断基準となる主な指標とその目安】(三重県)

指標	水準	現在の医療提供体制をふまえた要請解除の目安	期間
新規感染事例数(※)	3	3	直近 5日間
新規感染者数	10	20	
入院患者数	20	50	

※新規感染事例数 1名の感染者の濃厚接触者から複数の感染があった場合も、全体を1事例として計上します。

【今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安】

(政府新型コロナウイルス感染症対策分科会)

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染の状況		
	①病床のひっ迫具合		②療養者数	③PCR陽性率	④新規報告数	⑤直近一週間と先週一週間の比較	⑥感染経路不明割合
	病床全体	うち重症者用病床					
ステージⅢの指標	・最大確保病床の占有率1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上	・最大確保病床の占有率1/5以上 ・現時点の確保病床数の占有率1/4以上	人口10万人当たりの全療養者数15人以上	10%	15人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%
ステージⅣの指標	最大確保病床の占有率1/2以上	最大確保病床の占有率1/2以上	人口10万人当たりの全療養者数25人以上	10%	25人/10万人/週以上	直近一週間が先週一週間より多い。	50%

ステージⅠ…感染者の散発的発生及び医療提供体制に特段の支障がない段階(指標及び目安なし)

ステージⅡ…感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階(指標及び目安なし)

ステージⅢ…感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階

ステージⅣ…爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階

別紙 1 リスクを軽減するための措置

措置	具体的な取組例
消毒の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内のこまめな消毒 ・消毒液の設置
マスク着用の徹底 (着用率100%)	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者がマスクを持参していない場合は、主催者がマスクを配布
発熱などの症状がある参加者・出演者の入場・出演の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・検温の実施 ・症状がある方への払い戻し措置の規定
参加者の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」QRコードの掲示、参加者による活用の促進 ・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード促進
大声の抑止	<ul style="list-style-type: none"> ・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意・対応できるように人員を配置するなど体制を整備 ・スポーツイベント等においては、ラッパなどの鳴り物を禁止
密集の回避	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導する人員の配置、導線の確保など入退場、休憩時間の密集を回避する措置 ・十分な換気 ・休憩時間中、イベント前後の食事等での感染防止
出演者・観客間の接触・飛沫感染リスクの排除	<ul style="list-style-type: none"> ・出演者、選手等と観客が接触しないよう確実に措置 ・接触が防止できないおそれのあるイベントの開催を見合わせる
イベント前後の行動管理	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関、飲食店等の分散利用について注意喚起 ・予約システム等の活用により分散利用を促進

別紙2 感染防止のチェックリスト

1 徹底した感染防止等（収容率 100%で開催するための前提）		
①	マスク着用の担保	・マスク着用状況が確認でき、個別に注意等ができる *マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す参加者がいた場合、個別に注意等ができる *隣席の者との日常会話程度は可（マスクの着用が前提） *演者が発声する場合、舞台から観客まで一定の距離を確保（最低2m）
2 基本的な感染防止等		
③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行（ガイドラインで定める）
④	手洗	・こまめな手洗の奨励
⑤	消毒	・主催者側による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避（時間差入退場等）、待合場所等の密集回避
⑧	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底
⑨	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置
⑩	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・「安心みえるLINE」や接触確認アプリ（COCOA）の利用奨励
⑪	イベント前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起
3 イベント開催の共通の前提		
⑫	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討
⑬	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、必要に応じ事前に都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

別紙3 各種イベント例

大声での歓声・声援等がないことを前提としたイベントの例

音楽	クラシック音楽(交響曲、管弦楽曲、協奏曲、室内楽曲、器楽曲、声楽曲 等)、歌劇、楽劇、合唱、ジャズ、吹奏楽、民族音楽、歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇、児童演劇、人形劇、ミュージカル、読み聞かせ、手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ、現代舞踊、民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽・人形浄瑠璃、歌舞伎、組踊、邦舞 等
芸能・演芸	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、奇術 等
公演・式典	各種講演会、説明会、ワークショップ、各種教室、タウンミーティング、入学式・卒業式、成人式、入社式 等
展示会	各種展示会、商談会、各種ショー

大声での歓声・声援等が想定されるイベントの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競輪、競艇（競馬、オートレース）
公演	キャラクターショー、親子会公演 等
ライブハウス・ナイトクラブ	ライブハウス・ナイトクラブにおける各種イベント

※上記は例示であり、どちらに該当するかは、実際のイベントの内容や状況による判断となります。

※イベント中に食事を伴うものについては、「大声での歓声・声援等が想定されるもの」とします。

新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

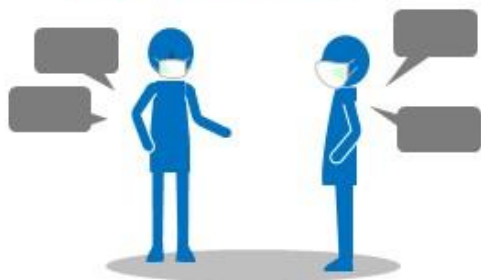
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときは、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
接触確認アプリの活用も

(2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

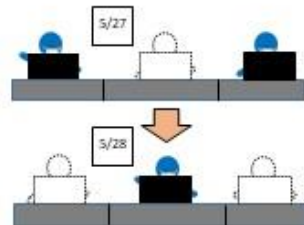
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

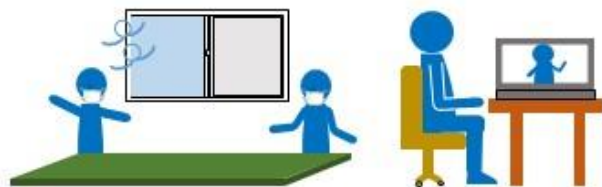


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打合わせは 換気とマスク



三重県
新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	密集する会議の中止(対面による会議を避け、オンライン会議を活用)
	店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の定期的な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	従業員の出勤者数の制限(テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	出張の中止(オンライン会議などを活用)、来訪者数の制限

上記の取組に加え、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成し、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中でのマスク着用については、熱中症のリスクを考慮し、こまめな水分補給、屋外で人との距離が十分確保できる場合には、マスクをはずすなどの対策も検討いただくようお願いします。

業種や施設の種別に応じた感染防止対策（ガイドライン）の一例

※これまでにクラスターが発生している施設等においては、格段の留意が必要。

1. 共通事項

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2 mを目安に）する。
- ・感染防止のための入場者の整理を行う。（密にならないように対応。発熱や咳・咽頭痛などの症状がある人の入場制限を含む。）
- ・入口及び施設内に手指の消毒設備を設置する。
- ・マスクを着用する。ただし、気温・湿度が高い中では、熱中症に十分注意する。（従業員及び入場者に対し周知する。）
- ・施設の換気を行う。（2つ以上の窓を同時にあけるなどの対応も考えられる。）
- ・施設の消毒を行う。

（症状のある方の入場制限）

- ・発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないよう呼び掛ける。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる。）
- ・業種によっては、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報取り扱いには十分注意しながら、入場者等の名簿を適切に管理する。

（接触感染対策）

- ・他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を適宜消毒する。
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒するなど、特段の対応を図る。
- ・人と人とが対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテンなどを設置する。
- ・ユニフォームや衣類はこまめに洗濯する。
- ・こまめな手洗いや手指消毒の徹底を図る。

（トイレ）

- ・便器内は通常の清掃で良いが、不特定多数が接触する場所は清拭消毒を行う。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ペーパータオルを設置するか、個人用タオルを準備する。
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する。

（休憩スペース）

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする。
- ・休憩スペースは常時換気することに努める。
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する。
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする。

(ごみの廃棄)

- ・鼻水、唾液等が付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る。
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う。

(清掃・消毒)

- ・市販されてる界面活性剤含有の洗浄剤や漂白剤を用いて清掃する。
- ・不特定多数が触れる箇所（テーブル、いすの背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、つり革、エレベーターのボタンなど）は、始業前後等に清拭消毒する。

(その他)

- ・高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いことから、サービス提供側においても、より慎重で徹底した対応を検討する。
- ・地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討しておく。

2. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

3. 商業施設・対人サービス業等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時やレジ等の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な換気を行うとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒を行う。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・マスクを着用していない客と直接接する対人サービス業の従業員については、マスクと目の防護具（フェイスガード等）の装着や消毒を実施する。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGM や機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できる状態にする。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

4. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

5. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）を確保する。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や 集合場所等において人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。

6. 食事提供施設等

- ・個室など定員が決まっているスペースについて、定員人数の半分の利用とする。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空ける、真正面の席を避けるなど、「三つの『密』」の環境を排除する。
- ・接客時等におけるマスク着用（マスクを着用していない客と直接接する場合は、目の防護具（フェイスガード等）も装着）、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛する。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずるなど、施設内の移動においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底する。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避ける。
- ・酒類の提供時間についても配慮する。

7. 運動施設、公園等

- ・マスク着用の上、人と人との十分な間隔（できるだけ2 mを目安に）を確保する。
- ・適切な消毒や換気等を行うなどの徹底した感染防止対策を行う。
- ・ロッカー、シャワー等の屋内共用施設においては、必要に応じて利用人数を制限するなど、「三つの『密』」の環境を排除する。

● 「安心みえるLINE」 掲示例

(ご登録いただくと下記のチラシをプリントいただけます)

● 感染防止チェックシート (飲食店用)

(一般事業者用)

知事指示事項

令和2年9月18日

- 1 新規感染者数は減少傾向にあり、今回示した県モニタリング指標の考え方においても、もう一息というところまで来た。しかしながら、ここで気を緩めるわけにはいかず、引き続き感染防止対策をお願いする必要があることから、各部局においては「三重県指針」ver. 5について、丁寧に確実に県民・事業者の皆様に対し周知すること。
また、対策の実施に当たっては、市町をはじめ関係機関と緊密に連携して取り組むこと。
- 2 新規感染者数は減少傾向にあるとはいえ連日発生しており、医療機関、福祉施設でのクラスターもまだ収束には至っていない。引き続き感染防止対策に留意しながらクラスターへの的確な対応を継続するとともに、施設の運営維持の支援に努め、利用者、家族や施設従事者の安全・安心を守ること。
- 3 明日以降のイベント開催基準の見直しを行った。各部局においては、所管する事業者・団体等に早急に周知するとともに、各課でイベントを実施する際には同日発出の県主催イベントの開催基準をよく理解したうえで開催すること。
また、対策本部においては、県民からイベント開催に向けた相談があれば、丁寧に対応すること。
- 4 9月15日から「三重 Go To Eat キャンペーン」の加盟店募集が開始され、25日からは食事券の販売が開始される。感染防止と経済活動の両立を図る重要な取組であることから、所管部局においては確実に周知を行い、県内飲食店の支援に取り組むこと。
- 5 感染された方、そのご家族や勤務先、クラスターが発生した施設の職員やその利用者、関係者、医療従事者やそのご家族、外国から帰国された方や日本に居住する外国人の方が、不当な差別や偏見、いじめを受けたりすることは、絶対にあってはならない。
各部局においては、引き続きあらゆる機会を活用し、人権侵害が絶対に行われないよう呼びかけること。
- 6 8月25日から運用を開始した「安心みえるLINE」は、既に1,300件を超える登録をいただいているが、より多くの施設や店舗、イベント等において活用いただくことでさらに効果が発揮される。引き続き、事業者の皆様に対して、ガイドラインの遵守や掲示物などを用いた感染防止対策の徹底と併せ、「安心みえるLINE」への登録、QRコードの掲示について、広く周知し、積極的な活用をお願いすること。